介護老人保健施設もみじ園利用料減額規程

（趣旨）

第１条　当法人が設置する老人保健施設は，社会福祉事業法第２条に規定する無料又は定額老人保健施設利用事業であることにかんがみ，生活困難者に対し老人保健施設の利用料の一部を減免するものとし，法令等に定めのあるものを除き，必要な事項をこの規程に定める。

（減額対象者）

第２条　利用料の減額の対象となる者（以下「減額対象者」という。）は，次の各号に該当する者で，利用料の負担が困難なものとする。

（１）　介護老人保健施設もみじ園を利用する日の属する年度（以下この号及び次号において「利用年度」という。）における市町村民税（利用年度の市町村民税が確定しないまでの間にあっては，利用年度の前年度における市町村民税）が課されていないこと。

（２）　減額対象者に扶養義務者がいるときは，その者の利用年度の前年分における所得税（利用年度の前年分における所得税が確定しない間においては，利用年度の前々年分における所得税）が課されていないこと。

（３）　その他経済状態の悪化等により前２号と同様の事情にあると施設長が特に認める者

２　前項第２号に規定する扶養義務者は，減額対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は子とする。

（減額の内容）

第３条　利用料の減額については，介護保険法（平成９年法律第123号）第４８条第１項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び介護保険法施行規則第７９条に規定する費用の項に定める費用の100分の10に相当する額を減額するものとする。

（減額申請）

第４条　利用料の減額を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，介護老人保健施設もみじ園利用料減額申請書（別記様式第１号）に第２条第１項に該当することを証する書類を添付して施設長に提出しなければならない。

２　施設長は，前項の申請書の提出があったときは，その内容を審査の上，減額の可否を決定し，介護老人保健施設もみじ園減額決定通知書（別記様式第２号）（以下「減額決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（利用料の減額を受けている者の義務）

第５条　減額決定通知書により利用料の減額を受けている者が第２条に規定する減額対象者に該当しなくなったときは，速やかに施設長に申し出なければならない。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか，利用料の減額に関し必要な事項は，施設長が定める。

附　則

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

この規程は，平成２５年４月１日から施行する。